

里山学習支援事業実施要綱

令和 2年4月13日

2京モ第14号

公益社団法人京都モデルフォレスト協会

(趣旨)

第1 公益社団法人京都モデルフォレスト協会(以下「協会」という。)は、府民の森林整備活動に対する関心を高め、モデルフォレスト運動が展開される地域での取り組みのさらなる拡大につなげるため、自治会等の地域団体、ボランティア団体、NPO 法人が京都府内で行う森林環境学習等(以下「里山学習事業」という。)に係る経費に対し、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、森林所有者、地域住民、自治会等の、地域の実情に応じた3名以上の者で構成する団体(以下「活動組織」という。)で、原則としてその構成員のうちに過去に京都府林業大学校の森林保全研修を修了した者又は当該年度に修了予定の者を含むものとする。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる活動内容及び補助対象経費については別紙のとおりとする。

(申請)

第4 補助金の交付を希望する活動組織は、別途理事長の定める日までに、第1号様式による交付申請書に別に定める書類を添えて、協会理事長に提出するものとする。

(交付決定等)

第5 理事長は、交付申請書を受理した時は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 理事長は、交付申請書の審査に当たっては、次に掲げる項目を考慮し、優先して採択するものとする。

ア 里山学習事業における活動組織の構成員以外の参加者数

イ 活動組織による下刈りや間伐などの里山林の保全活動の実績の有無

(概算払い)

第6 活動組織は、交付決定を受けた事業を行うにあたり、概算払いが必要な場合は、その交

付決定額の8割を上限として、別途理事長の定める日までに理事長あて第2号様式概算払請求書により請求することができる。

理事長は、概算払いすることが適当であると認められる場合は、支払いを行う。

(実績報告)

第7 活動組織は、事業が完了したときは、事業完了後 30 日以内又は事業実施年度の2月 10 日のいずれか早い期日までに、第3号様式による実績報告書を理事長あて提出する。

(補助金の確定及び精算)

第8 理事長は、提出され実績報告書の内容を審査し、適切と認められる場合には、速やかに補助金の額を確定し、補助金を交付する。

2 理事長は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めた場合には、通知した交付額を減額する場合がある。

3 確定金額が第6による概算払金額を下回る場合、活動組織はその差額を返還するものとする。

(帳簿等の備付、検査等)

第9 活動組織は、事業実施に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、その証拠書類を5年間保管しておくものとする。

2 理事長は、補助金を交付した活動組織に対し、必要の都度報告を求め又は検査することができるものとする。

3 理事長は、補助金の交付を受けた活動組織が補助金を不正に使用したと認められる場合は、交付した補助金の全部若しくは一部を返納させることができる。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

別紙

1. 補助対象事業及び補助金額

補助対象事業	補助金額
子どもや家族連れ等を対象とした森林環境教育、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習等	1活動組織あたり 50万円を上限とする (ただし、1回の活動当たり 25万円を上限とする)

2. 補助対象経費

項目	摘要
人件費	イベント実施に係るスタッフ人件費 (ただし、1日当たり7,000円/人(交通費・宿泊費を含む)を上限とし、合計額は補助金額の20%を上限とする)
燃料代	イベント実施に係るガソリン代等
傷害保険	イベント参加者の傷害保険
賃借料	会場使用料、バス借り上げ料等
消耗品	書籍、教材・工作材料費等
通信運搬費	切手代、荷物送料等
委託料	外部団体の指導委託費等
印刷費等	広報資料印刷代等